9　第一項第十五号に掲げる場合において、信用協同組合にあつては、法第四条の二第一項第二号から第四号までに掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第二号に規定する特定子会社は、信用協同組合の子会社に該当しないものとみなし、信用協同組合連合会にあつては、法第四条の四第一項第七号から第九号までに掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第七号に規定する特定子会社は、信用協同組合連合会の子会社に該当しないものとみなす。

10　第一項第十四号から第十八号までに掲げる場合において、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社による他の会社の議決権の取得又は保有については、当該新規事業分野開拓会社等又は当該事業再生会社は、信用協同組合等の子会社に該当しないものとみなす。

別紙様式第12号（第86条関係）

［略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

４　金融機関の合併及び転換に関する法律第51条の２第１項（同法第67条において準用する場合を含む。以下４において同じ。）の規定により法第６条の３第１項の許可を受けたものとみなされる者にあっては、許可番号を取得するまでの間は、許可番号に代えて、金融機関の合併及び転換に関する法律第51条の２第１項の規定により法第６条の３第１項の許可を受けたものとみなされた信用協同組合代理業者である旨を表示すること。

別紙様式第13号（第105条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

信用協同組合代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所
の所在地
名　称
氏　名

（記載上の注意）

［１・２　略］

［１～５　略］

６　信用協同組合代理業の実施状況

⑴　［略］

⑵　貸出金関係

①　［略］

②　媒介

［表略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

４　「件数」欄及び「媒介額」欄の（　）には、規格化された貸付商品（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第83条第６号ハに規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。

［⑶・⑷　略］

［項を加える。］

［項を加える。］

別紙様式第12号（第86条関係）

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

［加える。］

別紙様式第13号（第105条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

信用協同組合代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所
の所在地
名　称
氏　名

（記載上の注意）

［１・２　同左］

［１～５　同左］

６　信用協同組合代理業の実施状況

⑴　［同左］

⑵　貸出金関係

①　［同左］

②　媒介

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

４　「件数」欄及び「媒介額」欄の（　）には、規格化された貸付商品（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第83条第３号イ⑴に規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。

［⑶・⑷　同左］